

議案第 12 号

橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市営駐車場設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第32号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前
(督促及び延滞金)	(督促及び延滞金)	
第12条 略	第12条 略	
2 略	2 略	3 第1項の規定により督促を受けた者は、市長が指定した納付期限までに納付しなかつた場合は、その納付すべき額に、当該納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ年14.6ペーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間における割合)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を納付しなければならない。ただし、当該延滞金の金額が10円未満である場合には、この限りでない。
3 第1項の規定により督促を受けた者は、市長が指定した納付期限までに納付しなかつた場合は、その納付すべき額に、当該納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ年14.6ペーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間における割合)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を納付しなければならない。	3 第1項の規定により督促を受けた者は、市長が指定した納付期限までに納付しなかつた場合は、その納付すべき額に、当該納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ年14.6ペーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間における割合)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を納付しなければならない。ただし、当該延滞金の金額が10円未満である場合には、この限りでない。	
1・2 略	1・2 略	1・2 略
(延滞金の割合の特例)	(延滞金の割合の特例)	
3 当分の間、第12条第3項に規定する延滞金の年14.6ペーセントの割合及び年7.3ペーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1ペーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3ペーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6ペーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3ペーセントの割合を加算した割合とし、年7.3ペーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1ペーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3ペーセントの割合を越える場合には、年7.3ペーセントの割合とする。)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の橋本市営駐車場設置及び管理条例附則第 3 項の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間にに対するものについては、なお従前の例による。